

神戸市小学校教育実践研修音楽グループ 運営規約

令和2年5月1日 改正

1. 企画委員会

- (1) グループ代表、副代表、庶務、会計、幹事長、副幹事長、研究委員長、研究副委員長、県理事長、指導委員で構成する。
- (2) 研究部・事業部の活動の企画・運営と年間計画の報告を受け内容を審議する。また各区からの提案や意見についても同様に行う。
- (3) 本かいは役員選考会を兼ね、企画委員及び事業部委員長等を推薦する。
- (4) 本かいは必要に応じて運営規約の改正案を提案する。
- (5) 発表・報告者の選出については、自薦・他薦が望まれない場合は、本会が推薦し委嘱する。
- (6) 次に定める企画委員の任期は、下記を原則とする。

庶務・会計 …………… 4年 (2名)

指導委員 …………… 3年

幹事長・副幹事長・研究委員長・研究副委員長…………… 6年

※企画委員は、事業部・研究部の感じにならない。

2. 活動推進委員会

- (1) 企画委員、課題別長、KOBECODOMO音楽祭委員長、講習委員長、編集委員長、情報委員長、作曲コンクール委員長、演奏指導研究会リーダーで構成する。
- (2) 企画委員会から提案された内容を協議し、各区や事業部に伝達する。
- (3) 研究部・事業部等の計画や号国について審議を行う。
- (4) 各区・各課題別研究会からの提案事項について審議を行う。
- (5) 総会開催のための諸準備にあたる。

3. 幹事会

- (1) 活動推進委員、事業部幹事、研究部幹事で構成する。
- (2) 総会後に年度計画を協議するとき、または必要とする場合に会を開催する。

4. 研究部

※研究委員長が総括。研究副委員長が支援にあたる。

【課題別研究会】

- (1) 音楽グループメンバー全員が小グループに分かれ、授業づくりや指導法を中心に研究を進める。
- (2) 各グループで、課題別長・副課題別長・代表授業者・庶務・記録・編集・情報の担当者を選出する。
- (3) 課題別長は、活動計画、活動報告(必要に応じて)、活動のふりかえりを研究部に提出する。

【演奏指導研究会】

- (1) 技能指導の研修会とし、「音楽づくり」については、課題別研究会の授業研究に吸収する。
〈ハーモニーの魅力研究会〉 〈楽器研究会〉 (登録制)
- (2) メンバーの中から、リーダー・副リーダー・庶務・記録・編集を選出する。

- (3) 夏・冬・春季休業中の活動を主にし、課題別研究会や各事業部と関わりを持ちながら研究を進める。
- (4) 活動計画および活動報告を活動推進委員会に提出する。

5. 事業部

※事業部の委員長・副委員長の任期は、3年を原則とする。

※幹事長が総括。副幹事長も支援にあたる。

【KOBECODOMO音楽祭委員会】

- (1) KOBECODOMO音楽祭委員長、副委員長及び区幹事で構成する。
- (2) KOBECODOMO音楽祭の企画・運営を行う。
- (3) 幹事選出については、原則各区1名とするが、音楽祭委員長、副委員長、演技係長は、幹事に含まない。
- (4) 幹事以外の係を各区から選出し運営補助にあたる。
 - ※各区から選出する係の人数は、原則3校に1名とする。
(東灘7・灘2・中央2・兵庫2・北神2・北5・長田2・須磨9・垂水11・西14)
 - ※各区の係が病気等の理由により当日欠席の場合の代替は、行政順に回していく。
- (5) KOBECODOMO音楽祭の警報発令中の実施・中止については、音楽グループ長、幹事長、KOBECODOMO音楽祭委員長等で判断し決定する。

【講習委員会】

- (1) 講習委員長、副委員長及び区幹事で構成する。
- (2) 神戸市教員の資質及び指導技術向上のため、年間2回程度の講習会の企画・運営を行う。
- (3) 幹事以外の係を各区から1名ずつ選出し、運営補助にあたる。(年度当初区内世話係会)
 - ※各区の係が病気等の理由により当日欠席の場合の代替は、行政順に回していく。
- (4) 年度末の企画委員会までに次年度の予定を決め、提案する。

【編集委員会】

- (1) 編集委員長、副委員長、研究委員長及び各課題別研究会・演奏指導研究会・KOBECODOMO音楽祭・講習委員会・作曲コンクール委員会・情報委員会・研究情報集積プロジェクトより各1名の演習委員で構成する。
- (2) 「音楽グループ研究活動のまとめ」の冊子の編集・発行にあたる。

【情報委員会】

- (1) 編集委員長、副委員長、研究委員長及び課題別研究会の情報担当で構成する。
- (2) 音楽グループホームページの管理・更新、及び音楽グループ情報関連の運営を行う。
- (3) 年2回の情報委員会を開催し、ホームページや情報管理の方針や内容についての検討を行う。
 - ※情報委員と講習委員が重ならないようにする。

【作曲コンクール委員会】

- (1) 作曲コンクール委員長、副委員長及び区幹事で構成する。(西区は、区幹事2名選出)
- (2) 「兵庫県小学校児童作曲コンクール」神戸地区コンクールの運営、及び本選審査会も行う。

6. その他

(1) あじさいコンサート

- ・幹事長（副幹事長）が、実行委員となり、計画・立案に携わる。また、各区より1名選出された係が、当日の運営にあたる。

(2) 兵庫県小学校教育研究会音楽部会

- ・兵小音研の活動を理解し、要請があれば協力する。

※講習委員会の講習会当日の係、あじさいコンサートの係は、兼任できる。

(3) その他の活動

○発表・報告活動

- ・教育課程研究協議会
- ・教育実践研究会夏季合同研修会
- ・研究指定校
- ・人権教育研究会
- ・近音連研修会
- ・「教育実践研究会 教育研究」の執筆
- ・「教育実践研究会 会報」の執筆

○KOB Eこどもバンドフェスタ（出張扱いになるかどうかは検討中）

- ・音楽グループメンバーよりボランティアを募る。

○神戸市小学校管楽器教育研究会

- ・音楽グループメンバーより希望者が入会する。

○神戸市吹奏楽連盟